http://town.higashikagura.hokkaido.jp

東神楽

2006 MAR 3

特集

知って安心、悪質商法の手口いろいろ

消費者トラブルの傾向と対策。

健康と福祉／健康であることを身近に考える試みから

子育てコラム／私の出逢った『お母さんたち』～朋子さん編～

すこやか笑顔に花の道

ひがしかぐら

特集

『架空請求』をはじめ、年々手口が多様化している悪質商法。
皆さんは「自分は大丈夫」だと、他人事に思っていませんか？
今月は、消費者トラブルに巻き込まれないため
知っておきたい悪質商法の手口と対策を紹介します。

消費者トラブルの傾向と対策。

消費者トラブル 最近の傾向

メールや情報収集、ネットショッピングなど、私たちの生活のさまざまな場面に浸透しているインターネット。近年、このネットワークを悪用した犯罪やトラブルが急増しています。

警察庁からの発表によると、平成16年、主に携帯電話やパソコンなどのネットワーク（インターネット）を利用した、いわゆる『サイバー犯罪』の検挙件数は2081件。このうちの9割がインターネットオークション上での詐欺や悪質商法となっています。

このほか、銀行やクレジットカード会社を装い、個人情報やカードの暗証番号を聞き出す『フィッシング』（右記参照）や、「利用料金が未納」などと偽り、金銭の振り込みを要求する『架空請求』など、ネットワークを利用した犯罪にはさまざまな手口が。トラブルに巻き込まれないよう、十分な注意が必要です。

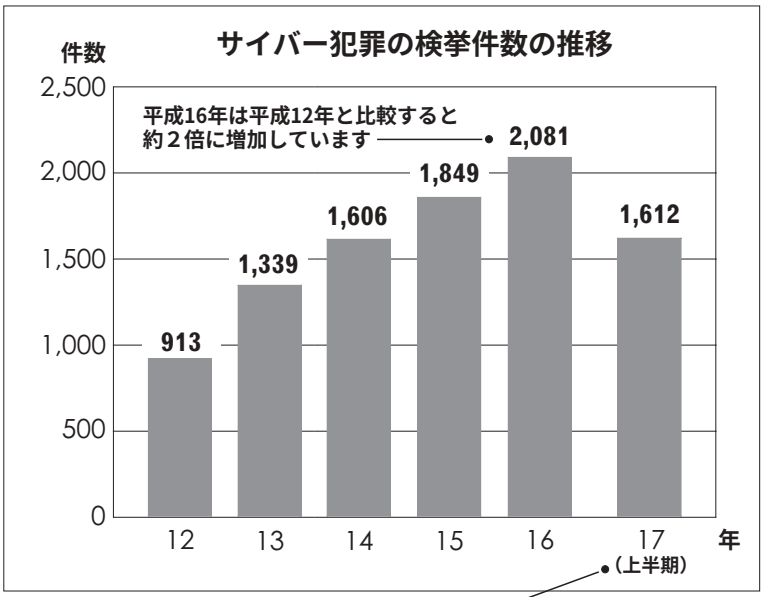

サイバー犯罪に関する相談件数も…

平成17年上半期、都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口に寄せられた相談件数は5万件以上に。有料サイトの料金請求に関する相談が約半数を占めています。

【フィッシング】

手口

銀行やクレジットカード会社からのメールであるかのように装って個人情報を聞き出そうとする手口が『フィッシング』。「カードが期限切れになっている。カード番号と個人情報を再送信してほしい」…こんなメールが届いたら要注意です。送信元のメールアドレスや、文面に書いてあるWebサイトのアドレス、またそのサイト自体が、銀行などの公式サイトに非常に似せて作ってある点がフィッシングの巧妙なところ。よく確認してください。

対策

銀行やクレジットカード会社が、メールを使って顧客の個人情報を確認することはありません。カード番号や暗証番号などは、個人を特定するための非常に重要な情報なので、絶対に教えないようにしてください。少しでも怪しいと思ったら、銀行やクレジットカード会社の正式な連絡先に問い合わせてみましょう。

サイバー犯罪についてもっと詳しく知りたいときは

警察庁ホームページ
http://www.npa.go.jp
→サイバー犯罪対策
相談事例や基本的な対策などが紹介されています。

自己防衛の参考に！

悪質商法 狙われやすさチェック！

悪質商法と一口に言っても、その販売形態や手口は無数にあります。手を変え品を変え、消費者の心のスキを狙うこれらの悪質商法から身を守るためには、何より消費者本人が契約取引のルールなどの確かな知識や判断力を身につけることが大切です。日ごろから、次のようなことを心がけておきましょう。

悪質商法を避ける6つの心得

①うっかり誘いに応じない。
②うまい話にのらない。
③うかつに署名・捺印しない。
④うさんくさいと思ったらはっきりと断る。
※「結構です」という言い方は「契約していいんですね」というふうに曲解される場合があります。「いりません」とはっきり断ることが大事です。
⑤しつこく請求されても納得できないお金は払わない。
⑤疑わしいと思ったときは一人で判断しない。

また、悪質商法であってもなくても、物を買うときに大切なことは、自分でその商品の良さを見極め、選ぶという積極的な行動です。契約を交わす前に、次のポイントを参考にして、買うべきかどうか冷静に考えてみてください。

- □ 本当に自分に必要なものか。
- □ 同じ機能を持つほかの商品と比較してどうなのか。
- □ 目的に合っているか。
- □ 耐久性やアフターサービスはしっかりしているか。
- □ 値段は適正か。
- □ 商品表示や取扱説明書を確認。
- □ 行政や業界の認定マークも参考にする。

さて、ここでは、あなたがどんな悪質商法に狙われやすいか診断してみましょう。結果から、特に注意したい悪質商法の手口も左記で詳しく紹介します。

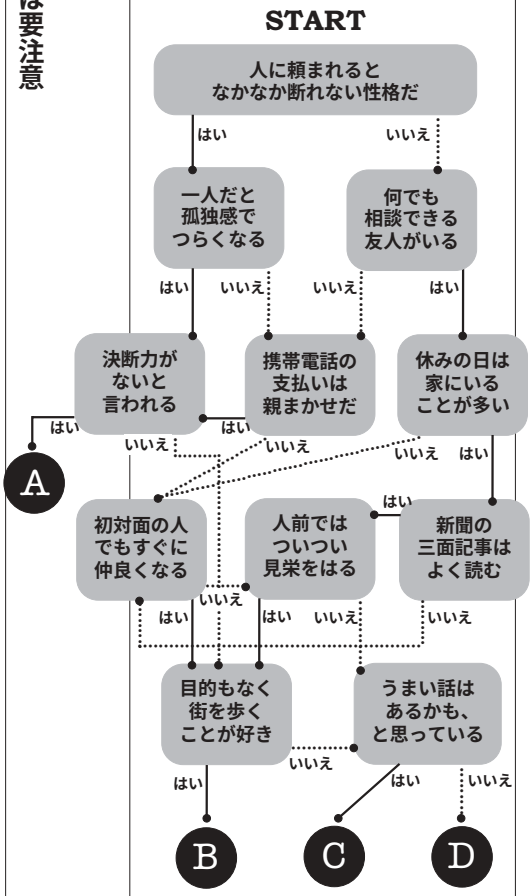

結果	狙われやすい悪質商法
A	アポイントメントセールス
B	キャッチセールス
C	マルチ商法
D	悪質商法の被害に遭いにくいタイプです

【参考】『どうする？こんなとき』経済産業省

「あなただけ特別です」の誘い文句には要注意

A アポイントメントセールスとは？

手口 別名『呼び出し商法』。この手口ではまず、電話やハガキで「あなたは特別会員に選ばれました」「おめでとうございます！景品が当たりました」「会って詳しい話がしたい」などと喫茶店や営業所に呼び出します。電話の段階では、販売目的であることは隠したまま。出かけていくと、案内とは何の関係もない商品やサービスの契約の話になる、というものです。

内容は海外旅行に安く行くことができる会員契約や、英会話の通信教育契約などが多く、主に若者が狙われやすいことも特徴の一つ。長時間説明することで、契約しないと帰れない雰囲気をつくるなど、心理的に追い込まれ、契約せざるを得ない場合も少なくないようです。

対策 「あなただけ特別です」…この言葉に絶対につられないように。電話で呼び出されるとき、相手は「無料なんですよ」「せっかくの機会なのにもったいない」など、言葉巧みに誘い出します。相手がこの時点で、勧誘が目的だと言うはずはありません。悪質商法につながる勧誘だと早めに気がつくこと、そして相手の誘いには一切応じないことが大切です。

B キャッチセールスとは？

10～20代の若者がターゲットになりやすい

手口

人通りの多い路上や駅前などに立ち、「アンケートに答えてください」「モデルになりませんか」などと声をかけます。応じるとそのまま喫茶店や営業所へ連れて行き、強引に高額な商品を売り込んで契約を結ぶ手口です。

ターゲットは若者が中心で、男性には女性、女性には男性と、異性から声をかけるケースがほとんど。売りつける商品は化粧品やアクセサリー、宝石などが多く、中には被害額が数百万円と高額になる例も多くあります。

対策

最も大切なことは、知らない人に声をかけられても相手にしないこと。「アンケートぐらいなら…」と軽い気持ちで立ち止まってしまうかもしれませんが、アンケートの中で『職業』や『年齢』などの情報を聞き出し、その上でセールス方法を探ってくることもあるので注意が必要です。女性の方はエステや化粧品などの販売につながるアンケートの誘いなどには安易に乗らないようご注意を。

新社会人を狙う悪質商法に要注意！

春から社会人となる皆さんが狙われやすい悪質商法に『資格商法』があります。公的な資格かのようにうたい、電話で「必ず取れる」「近く国家資格になる」などとしつこく誘って講座や教材を契約させます。あいまいに答えていたら契約したことになっていた、ということもあるのできっぱりと断りましょう。

C マルチ商法とは？

友人・知人を巻き込むことで人間関係への悪影響も

手口

別名『連鎖販売取引』。マルチ商法は、ネズミ講に類似した組織的販売方式です。まず自分が商品やサービスを契約して販売組織の加盟者（会員）となります。その後、知り合いなどに次々と商品を購入させ、買い手を増やすことによりマージン（もうけ）が得られるという仕組みです。

マルチ商法では、有力販売員の成功例などをセミナーや説明会などで聞かされ、マージンという利益を目的に、ビジネスとして販売活動にのめりこむ人も。しかし、販売実績を上げようとして消費者金融から多額の借金を負い多重債務になったり、周囲の人間関係に悪影響が及んだりと、さまざまな問題が生じています。

対策

マルチ商法の場合、入会している人はその組織に傾倒してしまった状態で、「怪しいのでは？」という周囲の意見にも耳を貸さないことが多いようです。思ったほど売れず、周囲を強引に勧誘することで気がつかないうちに加害者になってしまうことも。長年つき合ってきた友人や家族からも見放されることにもなりかねません。

マルチ商法でもうけることができるのは組織の上層部など、本当にごく一部の話。多くは自分に利益が出る前に破たんするか、利益が出ても自分が勧誘した人に迷惑をかけることになるのです。友人などに誘われても、お金と友情は別ものだと割り切って断ったうえで、その人にもやめるよう忠告する勇気を持ってください。

D 悪質商法の被害に遭いにくいタイプのあなたは…

いろいろな手口を事前に知ることで、トラブルに巻き込まれない心構えを

参考

1. SF商法（催眠商法）

日用品や食料品の『大安売り』または『○○説明会』などの名目で人を集め、閉め切った会場でまず台所用品などをタダ同然で配ります。「もらわなければ損、買わないと損」という興奮状態にさせておき、最終的に高額な商品を売りつける手口です。狙われるのは主に高齢者。雰囲気を武器としている商法なので、会場に行かないことが一番の防衛策。

2. ネガティブ・オプション

商品を一方的に送りつけ、消費者に代金を請求する販売方法で、代金引換郵便を悪用するケースが多発しています。消費者は商品を受け取った以上、支払う義務があると思いがちですが、契約が成立していないので代金を支払う必要はありません。品物が届いたら、その場ですぐに受け取らず、家族などに注文したか確認してから対応しましょう。

3. 点検商法

点検業者と称して近づき、「白アリ被害がひどい」「水が汚れている」などと事実と異なることを言って健康上の不安をあおります。その場で高額な浄水器を取り付けられたり、「今だとキャンペーン価格なので」と急な契約を迫られたりするケースもあるのでご注意を。契約は、その場ですぐにせず、本当に必要かどうか家族などと相談したうえで慎重に。また、見積もりをもらって他業者と内容や金額を比較した方が良いでしょう。

【表 面】

切手

配達記録

（郵便番号）

○○県○○市○○町○○番地

○○販売株式会社　御中

自分の住所

自分の氏名

【裏 面】

●契約（申し込み）年月日

●販売会社名

●担当者名

●商品名

●契約金額

右記の契約を解除します

平成○年○月○日

【記入例】

①必ず書面（ハガキでも可）で行います。
②その契約をやめたい旨を書いて両面コピーをとります。
③郵便局窓口から配達記録郵便（書留）で販売会社に出します。
（クレジットで購入した場合はクレジット会社にも出す）
④窓口で配達記録郵便物受取証をもらいます。
⑤受取証とハガキのコピーがクーリングオフの証明になります。

被害に遭ってしまった!?
そんなときには…

覚えておきたい クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘などで契約した場合、契約書面を受け取ってから８日間（マルチ商法は20日間）以内であれば、無条件で契約の解除ができる制度です（左記参考）。クーリング・オフをすると、支払ったお金はすべて返金され、受け取った商品は販売会社が費用を負担して引き取ることになります。

注 場合によってはクーリング・オフの対象にならないこともありますので、「おかしいな」「困ったな」と思ったら、特集ページの最後に記載の消費生活相談窓口か企画振興課までお早めにご相談ください。

消費者トラブルに遭わないために

東神楽消費者協会 会長
岡　光男さん

現在のところ件数は落ち着いていますが、昨年だと東神楽でも『架空請求』の相談が非常に多く寄せられたようです。時代の流れで内容は変わりますが、消費者トラブルそのものが無くなる気配はありません。

悪質商法の被害に遭ったと気づいたとき、多くの場合、どうしていいか分からずパニックになりがちです。そんなときは、一呼吸置いて冷静に。

以前、私が留守の間に「古い布団を回収しますよ」と、自宅を訪ねてきた者がありましてね。家内が対応したのですが、言葉かけも優しく、好印象だったようです。「布団出しますね」と、家内も外出中の私に確認の電話をくれ、私も「いいよ」と言いました。

しかし、家の古い布団を集め、いざ渡すそのときになって「回収は新しい布団を買ったらの話」だと。

結局、「こんなボロボロの布団、持っていくわけないだろう」とか言葉を残して去ったようですが、これには驚きましたね。

普段から気をつけなくては…と思っていても、このような場にいざ直面すると、優しい言葉につい応じてしまう。「私が被害に遭うわけがない」。そんな油断は禁物です。家族ともよく話し合い、トラブルに巻き込まれないよう、いつも意識することが大切だと思います。

もし万が一、被害に遭ってしまった場合は、あきらめたり恥ずかしがったりせず、遠慮なく消費者協会にご相談ください。身近な相談役として、問題を解決できるよう全力でサポートします。

『虫のいい話には乗らない判断力』と、『はっきり断る勇気』を持ち、自分の身は自分で守る心がけを忘れないようにしましょう。

毎週水曜日に開設中

東神楽消費者協会 消費生活相談

■日　時　　毎週水曜日　午前10時～午後３時
■場　所　　農村環境改善センター２階 相談室
■相談内容　消費生活にかかわる苦情・困りごとなど

※上記以外の日、および緊急の場合は企画振興課（TEL83-2113）までご連絡ください。

消費者協会から町民の皆さんへ

町内では架空請求のハガキが送りつけられる事例が現在も続いているほか、例年、春になると壁材や配水管などの修理を勧められる『建築リフォーム』に関しての相談が増加する傾向にあります。被害に遭わないためには、すぐに契約したりお金を振り込んだり、現金で手渡したりしないことが大切。また、契約する前に家族や親族に相談・確認することも防衛策の一つです。被害に遭ってしまったときは、左記相談窓口までお気軽にご相談ください。

平成18年4月から

介護保険制度が改正されます

介護保険制度は、高齢者の『自立支援』、『尊厳の保持』を基本理念として運営されてきましたが、今後も持続可能な制度とするために昨年法改正が行われ、4月から新しい制度がスタートします。

新しい制度は、介護が必要になったときにサービスを受けるだけではなく、できる限り介護を必要としない状態でいられるよう『介護予防』に重点を置いた仕組みになります。

住み慣れた地域で、安心して、いつまでも元気で暮らせる『活動的な85歳』を目標に介護予防の取り組みが始まります。

主な改正内容は次のとおりです。

『新予防給付』のサービスが始まります

介護認定審査で要支援1、要支援2と認定された結果通知が届いたら『地域包括支援センター』の保健師やケアマネジャーが、利用者本人や家族と話し合い、生活機能向上にむけた『介護予防サービスプラン』を作成し、それぞれの希望に沿った介護予防サービスを利用することができます。

一定期間後に、目標が達成されたかを評価し、継続の必要がある場合には、再度『ケアプラン』を作成します。

『地域包括支援センター』が創設されます

さまざまな相談窓口であり、地域の介護予防を推進する機関です。保健師を中心に利用者の心身の状態を判断、希望を聞きながら個別に目標や利用計画をたて、生活機能向上のお手伝いをします。大雪地区広域連合では、平成18年4月から、それぞれの町に『地域包括支援センター』を開設する予定で準備を進めています。

『地域支援事業』のサービスが始まります

介護認定審査で『非該当(自立)』と判定された方や、虚弱な高齢者を対象に、できる限り介護が必要な状態にならないように『転倒予防』や『栄養改善』、『認知症予防』などの地域支援事業のサービスを提供します。具体的には次のような地域支援事業のサービスが予定されています。

【運動指導事業(リハビリ教室)】
高齢者に対する運動機能訓練

【認知症予防事業】
閉じこもり、うつ、認知症の予防支援

【いきいきセンター事業】
閉じこもりがちな高齢者やリハビリの必要な人に対する、心身の活性化のための運動やレクリエーション活動

【食の自立支援事業】
栄養改善の必要な独居老人等に対する配食サービス

【家族介護教室】
高齢者を抱える家族の交流支援

介護保険料の見直し

65歳以上の方の保険料の所得段階が見直され、所得の低い方の保険料負担が軽減されます。

現行の5段階から6段階に細分化され、よりきめ細かい設定となります。それに合わせて大雪地区広域連合の介護保険料についても、現在策定中の第3期介護保険事業計画で見直しを行います。

●問い合わせ

介護保険制度改正について、詳しくは大雪地区広域連合事務局(東川町保健福祉センター内　TEL82―2111内線564・565)までお問い合わせください。

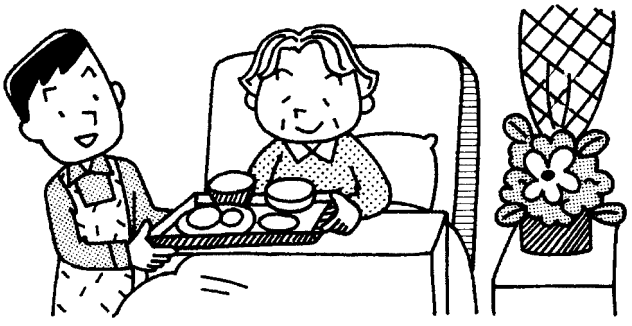

ひとまち研修会では、研修会のテーマを募集しています。

ひとまち研修会とは、北海道の『地域力のあるコミュニティ形成促進事業』のモデルとして、平成17年度から町で進めている事業で、地域の課題を自ら解決できるコミュニティづくりや住民・地域・民間・行政などによる地域のネットワークづくりを目指して実施されています。

これまでに実施した事業（関連事業も含む）を紹介すると、７月に『ひとまち研修会地区説明会』、９月に『ＮＰＯづくり講座』と『地域づくり町民アンケート』、10月に『先進地バスツアー』、11月に『地域づくりセミナー』と『農と食の懇談会』、２月に『映画とトークの夕べ』が開催されました。

ひとまち研修会は平成18年度も引き続き実施します。研修会のアイデアや取り上げたいテーマについては、各地区公民館や各団体でもご検討いただいておりますが、これ以外にも、皆さんが『こんな地域の課題を解決したい』、『こんな人の話を聞いてみたい』、『地域の交流を深めたい』など提案があればぜひお寄せください。

■ひとまち研修会の目標

①地域の課題を自ら解決できるコミュニティづくり
②住民・地域・民間・行政などによる地域のネットワークづくり
③お互いに連携して行うまちづくりやコミュニティ活動のきっかけづくり
④地域の資源（自然、産業、文化、人、物など）や地域の魅力を見つめなおし、活用を図ること

■主催・共催　　例えば各地区公民館、町内会、地域の団体と東神楽町及び北海道

■事業期間　　平成18年12月頃まで

■研修会開催までの流れ

①研修会テーマの相談・開催の決定
②研修会の準備（参加者の募集、講師の依頼など）
③研修会の開催（会場設営、研修会の進行など）

■経費

講師の謝礼（一定基準の範囲内）や交通費、参加者募集チラシ、当日の次第作成費は町（道）が負担します。

■研修テーマなどの申し込み

研修会を開催したいと思ったら、まず企画振興課（TEL83－2113）まで、お気軽にお問い合わせください。期限などは特にありません。

平成17年度の開催実績（関連事業も含む）

開催日	研修会等名	内　　容	参加者
平成17年７月	研修会地区別説明会	各地区で研修会の説明と参加依頼	50名
７月	行政職員研修	地域力の道・市町村職員の合同研修	22名
９月	ＮＰＯづくり講座	ＮＰＯに係る情報提供や意見交換	95名
９月	地域づくり町民アンケート	地域やＳＣ、住民活動の意識調査	249名
10月	先進地バスツアー	下川町の地域学フォーラムに参加	20名
11月	地域づくりセミナー	地域づくりとパートナーシップの講演会	100名
11月	政策づくり講座	地域リーダーと道・町職員の勉強会	25名
11月	農と食の懇談会	スローフードと地産地消の勉強会	60名
平成18年２月	映画とトークの夕べ	映画制作から人づくりを学ぶ	100名

映画による地域づくり

2月15日、総合福祉会館で『映画とトークの夕べ』が開催され、町内外から約100名が参加しました。

第一部では、穂別町田んぼdeミュージカル委員会の制作による自主制作映画『田んぼdeミュージカル』と『田んぼdeファッションショー』の上映が行われました。この映画には、穂別町の100名を超えるお年寄りが出演しています。ミュージカルでは歌や踊りを、ファッションショーではモデルになりきって演じています。

第二部では、札幌学院大学商学部教授の河西邦人さんと穂別町田んぼdeミュージカル委員会の斉藤征義さん、宮上勝幸さん、石崎百合子さんによる『映画づくりに学ぶ人づくりネットワークづくり』と題したフリートークと意見交換が行われ、「この映画を通して、新しい仲間ができました。穂別町は合併しますが、この映画は地域の記憶となって残っていく」と映画、そして地域への思いが語られました。

50周年の節目を祝う

2月10日、総合福祉会館で『東神楽町交通安全協会創立50周年記念式』が開催され、交通安全関係者と来賓など約60名が参加しました。

式典では、功労者への表彰が行われたほか、旭川東警察署から東神楽町交通安全協会に感謝状が贈られました。

また、旭川空港出張所長の大角峰央さんを講師に『旭川空港における「航空の安全」について』と題した記念講演も行われ、旭川空港の概要や安全対策、航空の世界についてなどの説明が行われました。

東神楽町交通安全協会では、12月7日に達成する交通事故死ゼロ3000日を目標としています。皆さんのご協力をお願いします。

東/神/楽 **News File**

身近な情報、お待ちしています。
また、当コーナーの掲載写真をご希望の方に差し上げますので下記までご連絡ください。

企画振興課 TEL83-2113

気軽に楽しむフロアカーリング

2月5日、総合体育館で全町フロアカーリング大会が開催されました。

全町から17チーム79名の町民が参加し、優勝目指して熱戦が繰り広げられました。

ターゲットに自分のフロッカーを近づけるために回転を与えて曲げたり、相手のフロッカーをはじき出したりするなど、白熱の試合展開。

年齢や体力に関係なく気軽に楽しめるフロアカーリングを、子どもから大人までだれもが楽しんでいました。

結果は次のとおりです。

▼優勝 御影石 **▼準優勝** フロアカーリング愛好会A **▼3位** さとし

読み手の声に耳を澄まして

1月22日、総合福祉会館で全町かるた大会が行われ、町内から20チーム64名の町民が参加しました。

守備、突手、中堅の三人一組の団体戦で行われたこの大会では、小学校低学年から一般まで三つのブロックに分かれ、熱戦が繰り広げられていました。

参加者たちは読み手の声にじっと耳を澄ませ、札が読み上げられるたびに鋭く木札をはじき飛ばしていました。

また、応援に駆けつけた家族や友達も、静まり返った会場で進められる一戦一戦を大いに楽しんでいました。

結果は次のとおりです。

▼小学校低学年の部優勝 中央A **▼小学校高学年の部優勝** レイザーラモンHG **▼一般I部優勝** A **▼一般II部優勝** 東聖B

Zoom up
わたしの　がっこう

東神楽中学校

サケの飼育活動について

中学校では昨年、サケの稚魚を放流することができませんでした。教育委員会からは『原因はわからないが、とりあえず設備を一新して取り組んでみてください』と水槽を用意してくださいました。

また、学校のサケ委員会にも 44 名もの生徒たちが名乗りを上げ、今年こそは飼育を成功させようと勉強会も開きました。当番の割り当ても綿密です。そして 12 月 14 日、200 粒の卵が水槽に入れられました。その様子を「卵には黒い点（目？）が見える。血管のようなものも見えた。色はうす赤色」と飼育日誌に記録しています。生徒たちは早速、黒い紙で水槽を覆って紫外線対策を始め、ふ化するのを心待ちにしているようでした。

そしてとうとう、26 日に一匹のサケが卵からかえりました。みるみるうちに、ほとんどの卵がサケの赤ちゃんに成長し、ふ化の酵素で水面は真っ白になりました。水の交換で忙しくなってきました。

2月４日現在、約３ cm のサケが水槽の下の方でじっとしています。お腹の、赤くて大きな栄養の袋も小さくなり、エサを食べて泳ぎ始めるのももうすぐです。サケの飼育活動を通して、生徒たちは『生命の大切さ』を改めて実感している毎日です。

サケの水槽と一緒に
笑顔で記念撮影

この作品は、下描きを鉛筆、着色を透明水彩で行いました。工夫したところは、混色や白色をなるべく使わないで着色をしたことです。初めて自画像を描いてみたので、いろいろと大変でしたが、良い経験だったと思います。

「自画像」
木村　麻優 さん
（２年生）

私は、下描きがすごく早くできたので、着色にじっくり時間をかけることができたのと、明暗をよく見ることができました。でも、下描きをもう少し丁寧に描けば良かったと思いました。

「自画像」
高山 智佐都 さん
（２年生）

子・育・て・コ・ラ・ム

林　真未（はやし・まみ）

1988 年立教大学卒。雑誌記者を経て結婚。３人の子どもを育てながら、カナダ・ライアソン大学の通信教育課程で、北米生まれの新しい家庭支援・ファミリーライフエデュケーション資格を取得。2003 年より日本で最初＆唯一のファミリーライフエデュケーターとして活動中。旭川市在住。
【ホームページ　http://homepage3.nifty.com/mami-fle/index.htm】

私の出逢った『お母さん』たち
～朋子さん編～

ミニバレー、テニス、バドミントン、加えてランチにショッピング。朋子さんの毎日を楽しくするパワーはいつも全開。

「スキーへ行こう！」「キャンプへ行こう！」

彼女が思い立つと、あっという間に仲間のファミリーが集まります。

（やりたいけど面倒くさい。誘いたいけど、大丈夫かな？）

そんなちゅうちょの全くない、彼女のリーダーシップのおかげで、どれだけ私たち周囲の『お父さん』『お母さん』たちの人生が楽しくなったことか。

「なーんや、また仕事？　早よ、ヒマになり い。一緒にランチできんやんか」

朋子さんはいつも、こんな調子の関西弁。『子育て支援』なんてつゆほどにも興味がない彼女にとって、私の活動はむしろ厄介なシロモノ。けれど私の方では、ヒソカに「彼女こそ究極の子育て支援者」と思っているのです。そう、本人は、全くそんなつもりはないのだけれど…。

朋子さんの家の居間は絶えず人が出入りしておしゃべりを楽しむサロン。訪れた人には、お茶を出しお菓子をふるまい、遊びに来た子どもたちは、自分の子も人の子も構わずかわいがり、そしてしかりつけます。そんな彼女の日常が、自分の家族はもちろん、子育て中の私たちの人生を、明るく照らし続けてくれる…これはまさに『地域に根ざした子育て支援』です。

さて、こんな調子で専業主婦をだれよりもエンジョイしている朋子さんに、私は一度聞いたことがあります。

「今、女性の自己実現とか主婦の再就職の気運が盛り上がっているけど、そういうこと、考えたことない？」

彼女はきょとんとした顔で答えました。

「うーん、ないなあ。毎日どうやって楽しいこと見つけるかで手一杯で、そんなこと考えるヒマないわー。そういえば、一度資格を取ろうかと勉強したこともあったけど、難しすぎてやめてしまった（笑）。ま、お父さんがどうにかなったら何でもやって働くしかないんだろうけどなー」

確かに。彼女のパワーなら、そうなったらなったで、なんとか生きていきそうです。

健康であることを身近に考える試みから

◆保健師　川口　由紀子

■健康相談の場面から

「もっと若いうちから(身体のこと)分かっていればな〜、血管が硬くなる前にできることがあったのになぁ〜」と話す稲作農家のAさん、70歳代。『中性脂肪が高い』ため主治医から減量を勧められ、2年前の健康相談に来所した方です。「筋力を落とさずにやせたい」との希望で運動を続けながら、毎月、体脂肪を測りにいらっしゃいます。

相談の中で、『仕事』と『運動』の違いや、『体重(体脂肪)を減らす』ことで血液の中身が違ってくること、それが『血管を硬くしないこと』につながり、『生活の質を決めていく』、だから『自分のために何に気をつけていくか、自分で決めていく』を実践され、あと20年は『元気に働くこと』を目指しています。

この方を通して、学習の大事さと、幾つになっても人は変われることを実感しています。その反面、「もっと若いうちから…」という言葉に責任を感じ、若いうちからの取り組みを強化しなければと思うのです。

■わが町の医療費の現状から

国民健康保険(国保)の医療費一人当たりの数値(表1)は、全国と比べると、どの医療費も高くなっています。医療費総額で10万円近くの開きがあり、約3000人の被保険者で単純に計算すると、3億円余計に使っていることになります。

実際に、どんな病気で入院・通院しているのか、平成17年5月の診療分でみると、約9000万円のうち生活習慣病に関係する病気が52００万円と、6割近くを占めます。

■生活習慣病を予防する効果

病気になる前に、健康状況を知ることができるものが『健診』です。政府管掌健康保険(社会保険の一つ)における健診・医療費データの分析では、健診結果で異常が見つかった項目が多いほど、10年後の患者一人当たりの医療費は高くなり、異常なしの者と、主要4検査項目(肥満・血圧・脂質・糖代謝)で異常ありの者では医療費に3倍の格差がある、との結果でした。

【表1】国民健康保険(国保)1人当たり療養諸費の比較

	H15 国	H15 北海道	H15 全国順位	H15 東神楽町	全道順位 (207市町村中)	H16 大雪地区広域連合
医療費総額(円)	363, 273	465, 320	1位	450, 926	100位	442, 322
一般医療費(円)	195, 711	241, 801	3位	241, 703	105位	242, 115
退職医療費(円)	362, 754	422, 736	2位	397, 539	139位	400, 323
老人医療費(円)	756, 635	917, 871	2位	911, 318	51位	848, 874

つまり、1項目でも異常なしにすることができれば、医療費を低く抑えることができる。そうすることで、本人・会社はもちろん、いずれ国民健康保険の対象となったときに、町の財政を圧迫しないで済むことになります。

当町の6割以上が社会保険加入者なので、この結果は参考にしなければなりません。

■これからの取り組み

現在、当町では健診結果を説明しながらお返しし、本人の気づきにつながるよう取り組んでいます。

また、平成18年度からは、国が重点課題と位置づけている『糖尿病予備軍』への働きかけとして、『糖尿病』になる前にインスリンの働きや血管の詰まり具合をみていく試みを始めます。

『ちりも積もれば山となる』です。一つ一つの気づきが、将来の健康につながっています。

各職場でも『健診結果等を踏まえ、特に発症予防のための指導が必要な者に対して、生活習慣の改善に関する指導を中心に位置づけること』との指針が新たに出ています。

ぜひ、職場にお勤めの方も、町の保健師・栄養士にご相談ください。町民の健康をバックアップすることが、私たちの仕事です。

CLOSE UP
ま/ち/の/福/祉

ご存じですか？
福祉機器リサイクル・ネットワーク

福祉機器リサイクル・ネットワークは、高齢や障害などの理由で福祉機器を必要する方と、不要になった福祉機器を無償で提供してくださる方を、市町村の枠を超えてお引き合わせする、道内のネットワークです。

〈対象となる福祉機器〉

- 車いす　・歩行器　・歩行補助つえ
- 特殊寝台　・エアマット
- 入浴補助用具　・簡易浴槽
- ポータブルトイレ類　など

※福祉機器の運搬や備え付けは、譲り受け人にしていただきます。

ご利用には登録（無料）が必要となりますので、福祉機器を無償で提供くださる方、譲り受けたい方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】住民福祉課福祉グループ TEL:83-5430

3月 March.2006 保・健・案・内・板

住民福祉課 福祉グループ　TEL83-5431
子育て支援センター　TEL83-3769

予防接種

・ポリオ　1日（水）　改善センター
生ワクチン
【時間】 午後1時15分～2時15分
【対象】 3～90か月児【持ち物】母子手帳

健康相談

・定期健康相談　28日（火）　改善センター
【時間】 午前9時30分～12時
【対象】 妊産婦・小児・成人
【持ち物】健康手帳、母子手帳

・ふれあい健康相談　30日（木）　ふれあい交流館
【時間】 午前9時30分～12時
【対象】 妊産婦・小児・成人
【持ち物】健康手帳、母子手帳

健康診査

・乳児健診　2日（木）　改善センター
※個人通知します【受付】 12時45分～午後1時45分
【対象】 10～12か月児【持ち物】母子手帳

●心や体の成長を確かめる大切な健診ですので忘れずに受けましょう●

・1歳半・3歳児健診　15日（水）　交流プラザつつじ館
※個人通知します【受付】 12時45分～午後1時45分
【対象】 1歳6か月～1歳8か月児
3歳0か月～3歳2か月児
【持ち物】母子手帳、問診表、目と耳のアンケートおよび早朝尿（3歳児のみ）
※容器等は事前に送付します。

教室など

・2歳遊びの教室　9日（木）　改善センター
※個人通知します【時間】 午前10時～11時30分
【対象】 2歳0か月～2歳2か月児

・糖尿病教室　20日（月）　改善センター
※個人通知します【時間】 午前10時～午後2時30分
【内容】 健康チェック、学習、運動
【持ち物】健康手帳、糖尿病手帳

・リハビリ教室　17日（金）　交流プラザつつじ館
※個人通知します【時間】 午前9時30分～午後2時
【内容】 健康チェック、運動療法
【持ち物】健康手帳

・札幌医科大学公開講座　3日（金）　メモリアルホール
【時間】 午後1時30分～3時
【内容】『認知症について考える その理解と対応』

福祉事業

・わくわく教室　14日（火）　交流プラザつつじ館
【時間】 午前10時～12時
【対象】 0～2歳児とその保護者
【連絡先】TEL83-3769（子育て支援センター）

・子育て教育相談　8日（水）　交流プラザつつじ館
【時間】 午前10時～12時
【連絡先】TEL83-3769（子育て支援センター）

中央保育園 開放日のお知らせ

すくすく広場（0歳児対象）	よちよち広場（1歳児対象）	のびのび広場（2歳児対象）
13日（月）	6日（月）	1日（水）

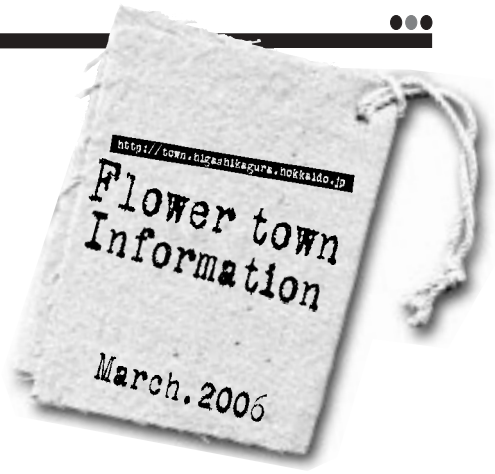

お知らせ

手続きをしてください ハイヤー・バス料金助成

住民福祉課福祉グループ TEL 83―5430

町では、ハイヤー料金と障がい者福祉バス料金の助成券交付、および障がい者スクールバス運賃免除を行っています。希望される方は、住民福祉課福祉グループで申請書の提出など交付の手続きをしてください。

【福祉ハイヤー料金助成】

・満80歳以上で1年以上、町内に居住されている方のうち、次のいずれかに該当する方

①単身者で、前々年の総収入が205万円以下の方

②夫婦で、前々年の総収入が243万円以下の方

③身体障がい者手帳の交付を受けた1級から3級までの下肢障がい者など

■助成期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日まで

■助成内容 チケット1枚につき700円を助成します(単身の方は36枚、夫婦の方は54枚を限度とします)

■申請手続き 満80歳以上の方には、事前に申請書を郵送していますので、申請書と印鑑をお持ちください(3月中に提出可。交付は4月3日以降です)

平成19年3月までに80歳になられる方は、誕生日以降の申請となります。

なお、福祉バス料金助成事業については、平成17年で廃止となりました。

【障がい者福祉バス料金助成】

身体障がい者手帳の交付を受けている方などが対象となります。

■助成期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日まで

■助成内容 チケット1枚につき100円を10枚まで助成します(交付は4月3日以降です)。

【スクールバス運賃免除申請】

身体障がい者手帳の交付を受けている方などが対象となります。ただし、障がい者福祉バス料金の助成を受けている方を除きます。

■助成期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日まで

母子寡婦資金の申請について

住民福祉課福祉グループ TEL 83―5430

北海道では『母子および寡婦福祉法』に基づき、母子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉の増進を目的に、母子寡婦資金の貸し付けを行っています。

■貸付金の種類

事業開始資金・事業継続資金・就学資金・技能習得資金・就職支

＋電話番号 案内板＋

役場	☎83－2111
国保診療所	☎83－2423
総合福祉会館	☎83－2606
総合体育館	☎83－5423
ふれあい交流館	☎83－3741
メモリアルホール	☎83－4646
交流プラザつつじ館	☎83－2082
大雪消防組合	☎83－2300

•訂正とお詫び•

広報2月号『税』の欄の内容に下記のとおり一部誤りがありました。訂正するとともにお詫び致します。

(誤)旭川東税務署 税務相談室(TEL23-6291)

(正)旭川東税務署 個人課税第1部門(TEL23-6294)

※還付申告については、申告期間(3月15日まで)を過ぎた場合でも旭川東税務署にて申告することができます。

日中に納税できない方は、ぜひご利用を!

ご利用ください。納税・使用料等 夜間納税窓口

■日程 3月22日(水)・3月23日(木)
■時間 午後8時まで
■場所 税務課(役場1階/7番窓口)
■問い合わせ 税務課収納対策室(TEL83-5404)

3月は、道税の納税推進強調月間です。

上川支庁では、3月の納税推進強調月間中、東神楽町を重点取り組み市町村として自動車税、個人事業税などの未納者に対し預貯金・給与等の財産差押えを実施します。

～開設します～

道税 夜間納税窓口

■日時 3月23日(木) 午後6時～9時
■場所 上川合同庁舎1階税務部納税課(旭川市永山6条19丁目)
■問い合わせ 上川支庁税務部納税課(TEL46-5100)

税

税金や使用料等の納付には便利な口座振替をご利用ください

所得税の確定申告はお済みですか

平成17年分の所得税の確定申告期間は、3月15日(水)までとなっています。確定申告の必要な方は、旭川北洋ビル9階(旭川市4条通9丁目)または役場税務課までお早めに申告してください。

軽自動車税の廃車や名義変更はお早めに

軽自動車税は、4月1日現在で登録されている自動車(二輪も含む)に対して課税されます。使用しなくなったなどの場合には、3月中に廃車手続きを済ませてください。

また、売買などで名義変更手続きが終わっていなければ、平成18年度も課税対象になりますのでご注意ください。なお、125cc以下の軽自動車は役場で手続きができます。

税金や各種使用料の納付には便利な口座振替を

口座振替をご利用いただくと、納めに行く手間が省けるほか、納め忘れも防ぐことができますので、ぜひご利用ください。

■口座振替をすることができる町税や使用料等

道町民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・公営住宅使用料・町有住宅使用料・教職員住宅使用料・公共下水道使用料・専用水道使用料・保育所保育料・学童保育保育料・学校給食費負担金・幼稚園保育料・国民健康保険料(大雪地区広域連合)・介護保険料(大雪地区広域連合)

■口座振替が可能な金融機関

北洋銀行(本支店)・北海道銀行(本支店)・ＪＡ東神楽(本支店)・北央信用組合(本支店)・旭川信金(本支店)・郵便局

度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金・児童扶養資金

■貸付対象・限度額・期間等

貸付金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早めにお問い合わせください。

なお、修学資金の貸し付けを希望される方は、3月9日(木)までにご連絡ください。

■問い合わせ

貸し付けを希望される場合、また貸付対象、限度額などの詳細については住民福祉課福祉グループ(TEL83―5430)までご連絡ください。

ご利用ください、リサイクル・ネットワーク

住民福祉課福祉グループ TEL83―5430

不要になった車いすや特殊寝台、ポータブルトイレ類などの福祉機器を無償で提供してくださる方と、これを必要とする方とを結ぶ道内のネットワークが「福祉機器リサイクル・ネットワーク」です。

ご利用には登録が必要となりますので、住民福祉課福祉グループ(TEL83―5430)までお問い合わせください。

縦覧します 農業委員会選挙人名簿

選挙管理委員会事務局 TEL83―2112

平成18年1月1日現在で調整した農業委員会選挙人名簿について、次の期間、縦覧に供します。希望される方は選挙管理委員会(役場総務課)までお越しください。また、この選挙人名簿に誤載等の異議がある場合には、縦覧期間中に申し出することができます。

■縦覧日時 2月23日(木)から3月9日(木)の午前8時30分から午後5時まで

■縦覧場所 役場内選挙管理委員会事務局(総務課)

ご利用ください 無料調停相談会

総務課 TEL83―2112

旭川調停協会では、次の日程で民事や家事に関する無料調停相談会を開催します。事前申し込みは必要ありませんので、お気軽にご利用ください。

■日時 3月8日(水) 午前10時～午後4時

■場所 旭川ターミナルホテル6階(旭川市宮下通7丁目)

■問い合わせ 旭川調停協会事務局(旭川地方裁判所事務局総務課内 TEL51―6251 内線365)

メモリアルホール 3月の新刊案内

●文芸書●

カポネ	(佐藤　賢一)
巨大投資銀行上下	(黒木　亮)
激流	(柴田よしき)
てのひらの迷路	(石田　衣良)
遠い日の歌	(坂本　勤)
ひょうたん	(宇江佐真理)

●一般書●

危ない健康食品から身を守る本	(植田　武智)
NHKスーパーピアノレッスン	(日本放送協会)
角栄伝説	(増山榮太郎)
ジュニアゴルフ	(新井　真一)
ちりめん細工のお節句のつるし飾り	(日本ヴォーグ社)
ラストレター	(木藤　亜也)
忠別川は秘めている	(赤松　勉)

※旭川市在住の赤松勉さんから、明治後期から昭和初期にかけての赤松一家の歴史を通して、農業の歴史などについて書かれた『忠別川は秘めている』を寄贈いただきました。ありがとうございます。

■メモリアルホールからのお知らせ

<絵本読み聞かせ会>

3月の絵本を楽しむ会「おうまのおやこ」による読み聞かせ会は「絵本まつり」と合わせてふれあい交流館で開催します。

<図書とDVD機器・ソフトの購入>

メモリアルホールでは、平成17年度電源立地地域対策交付金事業として、図書資料と視聴覚機器およびソフトを購入しました。

今年購入した図書は、総数2108冊で、1348冊の一般図書のほか、760冊の児童書を購入。ほかにAVコーナーに備え付けるテレビ・DVDプレーヤー各6台とDVDソフト(邦画・洋画・アニメ・教育教材など)48本を購入しています。

ジャンルは幅広くそろえていますので、ぜひご利用ください。

●購入図書●

<食育>明日からできる10の提案 (幕内秀夫/かもがわ出版)
いちばん星のドレス　(あんびるやすこ/岩崎書店)
ダ・ヴィンチ・コードの「真実」(ダン・バースタイン/竹書房)
もみちゃんともみの木 (たかどのほうこ/あかね書房)
家庭でできる堆肥づくり百科
(デボラ・L、マーチン/家の光協会)
ほか 全2108冊

●購入DVDソフト●

The History Channel　知られざる恐竜の世界　前編
NHKスペシャル　太平洋戦争　前編
笑いの大学
ワンピース　オマツリ男爵と秘密の島
かいけつゾロリ　15
ほか 全48本

まちの話題を、お寄せください。

地域の話題など、お気軽に下記までお寄せください。

お寄せいただいた話題は広報の題材として活用および取材の参考とさせていただきます。

※確実に掲載されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

連絡先

企画振興課　TEL83―2113

『何か始めたい…』

そんなときは、こちらへご連絡ください。

●スポーツ活動について●
東神楽町体育協会事務局
TEL83-5423(総合体育館内)

●文化活動について●
東神楽町文化連盟事務局
TEL83-2606(総合福祉会館内)

大雪地区広域連合からのお知らせ

被保険者証の一斉更新を行います

大雪地区広域連合の国民健康保険に加入されている方の被保険者証は、平成18年3月31日(金)で有効期限が満了となるため一斉更新を行います。

新しい被保険者証は加入している世帯に確実にお届けするため、配達記録郵便で3月下旬に世帯主あてに郵送します。

現在お持ちの被保険者証(3月31日に有効期限切れとなる被保険者証)は4月中に役場の担当窓口へ返却してください(郵送も可)。

なお、国民健康保険料を滞納している世帯には、通常の被保険者証にかえて有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合がありますので、未納となっている保険料は早期に納付いただくか、納付相談を受けられるようお願いします。

■就学等で住所の変わる場合

就学のため東神楽町以外に住所を移す場合は、学生用の被保険者証(マル学被保険者証)の交付を受けることができます。

※在学証明書、保険証、印鑑が必要となります。

ごみ処理料金が変わります

住民福祉課住民グループ TEL83―5402

4月1日から、しらかば清掃センターに直接ごみを搬入した場合の手数料が次のとおり改正されます。

区　分	3月31日まで（改正前）	4月1日から（改正後）
直接個人が持ち込む家庭から排出された可燃ごみ・不燃ごみ（家庭系一般廃棄物）	100kgま　で200円、100kgを超える10kgごとに20円を加算した額	10kgにつき60円（平成20年4月1日からは、10kgにつき80円となります）
事業系一般廃棄物	10kgにつき40円	
分別された資源ごみ	無料	無料
東神楽町・美瑛町・東川町以外の区域から排出された一般廃棄物	10kgにつき700円	10kgにつき700円

※搬入量が10kg未満であるときは10kgとして計算します。搬入量が10kgを　超える場合で端数があるときは、その端数を10kgとして計算します。

■問い合わせ　しらかば清掃センター（大切清掃組合TEL92―2247）または住民福祉課住民グループ（TEL83―5402）まで

大雪葬斎場使用料が変わります

住民福祉課住民グループ TEL83―5402

4月1日から、死亡等の当時に東神楽町・美瑛町・東川町に住所を有していなかった方（組合区域外）を火葬する際の使用料が次のとおり改正されます。

なお、死亡等の当時、3町に住所を有していた方（組合区域内）の使用料は現行のままです。

区　分	組合区域内（改正なし）	組合区域外	
		3月31日まで（改正前）	4月1日から（改正後）
死体	7000円	1万 500円	2万円
死胎	4000円	6000円	8000円
胞衣及び産わい物	700円	1050円	1400円
肢体の一部	2000円	3000円	4000円
改葬	2000円	3000円	4000円

募集

募集します　予備自衛官補

総務課 TEL83―2112

【予備自衛官補〈一般公募〉】

■対象　自衛官未経験者または自衛官だった期間が1年未満である者

■資格　18歳以上34歳未満で日本国籍を有する者

■試験日　4月15日(土)、16日(日)、17日(月)のいずれか1日

■試験科目　筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査

■試験会場　陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

■受付期間　4月7日(金)まで

【技能公募】

■対象　自衛官未経験者または自衛官だった期間が1年未満である者

■資格　18歳以上55歳未満で日本国籍を有する者

■試験日　4月15日(土)、16日(日)、17日(月)のいずれか1日

■試験会場　陸上自衛隊札幌駐屯地（札幌市中央区南26条西10丁目）

■受付期間　4月7日(金)まで

■問い合わせ　総務課または自衛隊旭川地方連絡部南地区隊（TEL22―0648）まで

国民年金

忘れずに納めましょう
国民年金保険料

「口座振替による保険料の割引」について

国民年金保険料のお支払方法に、「口座振替だけの割引制度」があることをご存知ですか。

この割引制度が適用されるのは、①『当月末振替による早割』、②『6ヵ月前納』、③『1年前納』の3種類の方法で、預金口座から引き落としをすることにより保険料の割引きを受けられるため、たいへん有利な納付方法といえます。

現在、納付書を使用してお支払いされている方、または口座振替で毎月13,580円ずつ引き落としとなっている方は、①～③の方法に変更すると保険料額がお安くなります。

ご利用を希望される方は、旭川社会保険事務所（国民年金担当　TEL27-1611）まで連絡してください。

また、②と③の方法に変更する場合は、3月末までに事前に登録しなければならないため、お早めに連絡してください。

「年度末までの納付のお願い」について

平成17年度も残りわずかになりましたが、ご自身やご家族の国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

4月上旬には新年度の保険料納付案内書が郵送されますので、平成17年度分は年度末（4月末）までに完納されますようお願いします。

この機会に、お手持ちの納付書や領収書をご確認ください。

また、口座振替により納付されている方は、残高不足にご注意ください。

なお、事情により納付が遅れる場合や納付書をお持ちでない場合は、旭川社会保険事務所（国民年金担当　TEL27-1611）まで連絡してください。

「ねんきんだより」のホームページ掲載について

国民年金に関する情報を紹介する「ねんきんだより」を北海道社会保険事務局ホームページ（※）に掲載していますので、ぜひご覧下さい。

詳しくは、住民福祉課住民グループ（国民年金担当　TEL83-5401）までお問い合わせください。

（※）http://www.sia.go.jp/~hokkaido/

町・長・随・想

最近の動きで気になっていることに、都市部と地方の格差拡大ということがあります。景気の動向でも回復傾向にあると報道されていますが、都市部に偏っているようです。雇用状況も道内と全国平均とでは倍以上の差がついています。「均衡ある国土の発展」は死語になってしまったのであろうか。

さらに道路特定財源も一部、一般財源化される動きになっています。財政改革のために、やむを得ない面もありますが、基本的に反対です。道路整備は無駄な公共投資の例にされ、削減を主張している面はありますが、北海道の道路整備状況は府県の1/2程度の整備率となっていて、道路予算は減額になっても国家戦略として遅れている幹線的な路線は整備すべきであります。国土の70％を占めているといわれている地方との格差が拡大して、健全な国家の発展が望めるのであろうか。

また、三位一体改革の第２期改革が動きだし、地方交付税削減を目指しているといわれています。内容として、地方では無駄と思われる投資が続けられ、地方公務員の削減も進んでいないことなどを取り上げ、主要な財源である交付税を削減して改革を進めさせる方針のようであります。制度化の中に、地方自治体に破たん法制化していく議論もあり、自治体の借金が返済不能に陥った場合、債務処理や再生方法を決めていくものであります。当然それに見合う責任を負うことになります。前提として今以上、仕事を自由に効率的に行う権限も広げるべきであります。

地方分権の時代、税源の移譲など地方自治体としての本来の役割を果たせる財源確保のあり方を確立すべきであります。

昨年の国勢調査でも人口増加率が13％台になり、住民と力を合わせて改革も進め、元気なまちづくりに取り組んでいます。愚痴や嘆きでないことを強く主張していかなければと思っています。

東神楽町長

関崎定治

『声かけ・見守り・あいさつ運動」を

～ 子どもの安全確保について ～

報道などでご承知のとおり、児童に対する凶悪な事件が全国で起こっています。広島・栃木など本州だけではなく、旭川市においても女子中学生が車に引き込まれそうになった事件が報道されました。

東神楽町を含め近隣の町においても「車から降りてきた男に追いかけられた」などの事件が起きています。

東神楽町内の小中学校では、巡回指導などを行っていますが、地域が一丸となって「子どもの安全を確保する運動」の取り組みが大切になっています。

＜町内全地区の公民館では＞

「声かけ・見守り・あいさつ運動」を行っています。

児童生徒の登下校時に自宅前や通学路での声かけや見守りを行うほか、小学生全員に防犯ブザーを交付しました。地区公民館が中心となり旭川空港ロータリークラブやＰＴＡ連合会の支援をいただき実施しています。

＜学校では＞

児童・生徒への危機管理の指導を行うとともに通学路の再確認や、教職員による下校時の巡回指導（パトロール）を行っています。

巡回指導では、乗用車のドアに「防犯パトロール」の表示をしています。

＜防犯協会では＞

ボランティアパトロール隊を結成し、登録を受け付けています。

ウオーキングなどの外出時に「防犯」の腕章を着用していただき、民生委員協議会や老人クラブ連合会など地域の団体が取り組んでいますが、町全体で「声かけ・見守り・あいさつ運動」を展開し、事故事件に巻き込まれないようご協力をお願いします。

問い合わせ先

- 社会教育課（総合福祉会館内）TEL83-5407
- 防犯協会事務局（住民福祉課内）TEL83-5430

身近な地球温暖化対策

地球温暖化ってなに？

地球の大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスは、太陽によって暖められた地球の地表から逃げていく熱を遮ることで地表を暖かく保つ働きをしています。しかし、これらのガスが増えると大気中で遮られる熱が増加し、地表の温度が上昇してしまいます。

二酸化炭素が増え続け、地球の温暖化が進むと、洪水や干ばつなどの自然災害が増えたり、海面が上昇し、砂浜や低地の水没、気温の上昇に適応できない動植物の死滅、乾燥化などによる穀物生産量の減少といった深刻な影響を及ぼすと予想されています。

家庭でできる温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。次に挙げた取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。

① １日５分間のアイドリングストップを行う
② シャワーを１日１分、家族全員が減らす
③ 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす
④ ジャーの保温を止める
⑤ 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を２割減らす
⑥ テレビの利用を１日１時間減らす

EVENT CALENDAR

●●● 今月の予定

2006.2.26-4.1

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRY	SAT
2.㉖ ㋡休館日	27 ㊡休館日	28 ㊡休館日 親子で楽しむ英語教室（～3/1）（2月号・P19）	3.1 ㊡休館日 中央保育園開放日（2歳児） ポリオ	2 乳児健診	3 札幌医科大学公開講座（P.11）	4
5 ㋡休館日	6 ㊡休館日 中央保育園開放日（1歳児）	7 親子で楽しむ英語教室（～8日）	8 無料調停相談会（P.13） 子育て教育相談	9 2歳遊びの教室	10	11 中央・東聖保育園保育説明会
12 ㋡休館日 東神楽中学校卒業式	13 ㊡休館日 中央保育園開放日（0歳児）	14 わくわく教室	15 高齢者大学あやめ学園修了式 1歳半・3歳児健診	16 東神楽幼稚園卒園式 心配ごと相談	17 各小学校卒業式 リハビリ教室	18
19 ㋡休館日	20 ㊡休館日 東聖こばと幼稚園卒園式 高齢者大学あやめ学園学生募集期限（2月号・P20） 糖尿病教室	21 春分の日 ㊡㋡休館日	22 サケ稚魚放流式 納税・使用料等夜間納税窓口開設（～23日）（P.12） 東神楽・東聖こばと幼稚園3学期修了式	23 広報4月号発行日 道税夜間納税窓口開設（P.12）	24 各小中学校3学期修了式 母子通終了式	25 中央・東聖保育園修了式
26 ㋡休館日	27 ㊡休館日	28 定期健康相談	29 雪あかり写真展（～4/9）	30 ふれあい健康相談	31 ㊡休館日	4.1

㋡…交流プラザつつじ館　㊡…メモリアルホール　※（　）内は紙面の詳細ページを示しています。

３月の掲・示・板

●イベント　【３月29日（水）～４月９日（日）】　雪あかり写真展

人のうごき

平成18年１月末現在
（　）内は前月比

人　口	9,420（＋12）
男	4,481（＋４）
女	4,939（＋８）
世帯数	3,348（＋３）

住民基本台帳および
外国人登録者台帳調べ

まちのながめ

■旭川雪まつりに娘と行って来ました。ステージイベントで小梅太夫が出てくると、周りは大盛りあがり。娘を肩車して見ていました。娘は大層気に入ったらしく、「チャンチャラチャンチャ…」とお気に入りのフレーズを口ずさみ、「チッキショー」と家で叫んでいます。そういう（た）も娘と一緒に口ずさみ、嫁は頭から離れない、と嘆いています。（た）

■疎遠になってた友人からの連絡は、突然でもうれしいもの。でも「私、副業始めたの。一緒にやらない？会ってほしい人がいるんだけど、暇ある？」。こんな話だと、喜びより驚きの方が格段に上。ごめんね、用事を思い出して…と不自然に電話を切ってしまった日から数年。今月の特集を作りながら思いました。あの時、もし会ってたら、どうなってたんだろ？知りたいような、知りたくないような。（や）

3 MAR

●広報　東神楽――すてきな笑顔と花のまち

ご意見・ご感想をお寄せください
〒071-1592　北海道上川郡東神楽町南１条西１丁目
TEL(0166)83-2113　FAX(0166)83-4180

広報　東神楽　第498号　平成18年2月23日
編集・発行　東神楽町 企画振興課
ホームページ　http://town.higashikagura.hokkaido.jp

R100 古紙配合率100％再生紙を使用しています。

PRINTED WITH SOY INK この印刷には、VOC(揮発性有機化合物)1％以下の自然にやさしい大豆油インキを使用しております。